

2019年度  
に い み  
子育てガイドブック



新見市

# はじめに

この「子育てガイドブック」は、新見市内の子育て支援制度やサービスなどを紹介したものです。

平成31年4月作成時点の内容ですので、今後、変更になる場合があります。

内容についての詳細は、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。



新見市マスコットキャラクター  
**にーみん**



# も く じ

## ●○子育て情報編○●

1 出産したとき	・・・	2
2 子どもの健康のために	・・・	7
3 各種相談について	・・・	10
4 親子の集い・交流の場	・・・	14
5 子どもを預けるとき	・・・	17
6 ひとり親家庭の子育て	・・・	24
7 障害のある子どもの支援	・・・	27

## ●○資料編○●

市内の医療機関一覧	・・・	36
関係公共機関一覧	・・・	39
市立小・中学校一覧	・・・	40



# 子育て情報編



# 1 出産したとき

## 出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に提出してください。

また、出生地でも届出をすることができます。

- 【必要なもの】
- ・出生証明書（医療機関発行のもの）
  - ・届出人の印鑑
  - ・母子健康手帳

問い合わせ 市民課 ☎72-6121、または各支局・市民センター

## 低体重児出生届

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合、低体重児出生届の届出が必要です。市民課または各支局へ出生届を提出される際に、窓口で低体重児出生届を記入してください。なお、平成28年1月からマイナンバー制度の開始にあたり、低体重児出生届にマイナンバーの記載が必要となりました。

【届出時に必要なもの】

- ・お母さんの「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」
- ・母子健康手帳
- ・印鑑

※赤ちゃんのマイナンバーは後日、確認させていただきます。

問い合わせ 健康づくり課 ☎72-6129

## 出産育児一時金支給

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてご自身が加入している医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになりました。国民健康保険に加入している人が出産した時、出産育児一時金支給額は、1児につき42万円です。ただし、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は40万4千円となります。

直接支払制度を望まれない場合は、従来どおり、退院時に出産費用の全額を窓口で支払い、後日医療保険者に出産育児一時金を申請してください。社会保険等に加入されている場合は、会社等にお尋ねください。

問い合わせ 市民課 ☎72-6123

## 子育て支援金（出生祝金）

新生児を出産し、引き続き新見市民である（住民票がある）保護者に支給されます。  
申請期限は出産日から1年以内です。

【支給額】	第1・2子	10,000円
	第3子	30,000円
	第4子	50,000円
	第5子以降	100,000円
	【加算額】	双子の場合
	三つ子以上の場合	100,000円

- 【申請に必要なもの】
- ・印鑑
  - ・保護者（父又は母）の通帳

問い合わせ ことども課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

## 児童手当

【対象者】 中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童を養育する保護者に支給されます。出生届・転入届と同時に手続きをしてください。

ただし、公務員の方は勤務先での申請となります。

【支給額】	月額（申請した月の翌月分から支給）	
	3歳未満	一律15,000円
	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	一律10,000円
	※特例給付（所得制限限度額超）	一律5,000円

【支給月】 6・10・2月（前月までの4か月分を支給）

【現況届】 毎年6月に提出  
6月分以降の児童手当等を受けるには、現況届の提出が必要です。

問い合わせ ことども課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

## チャイルドシート購入助成

申請日において新見市に1年以上住所があり、満6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシート、またはジュニアシートを新規に購入した方に購入費の一部を助成します。購入日から1年以内に申請してください。

※使用する乳幼児が生まれてからの申請となります。

※インターネットで購入される場合は事前にご連絡ください。

【支給額】 上限額10,000円（乳幼児1人につき1回のみ）

【申請に必要なもの】

- ・領収書の原本
- ・品質保証書（取扱説明書）
- ・購入者の通帳（※購入者は必ず保護者）
- ・印鑑

問い合わせ 子育て課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

## 子育て支援医療費

中学校3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの小児の医療費の自己負担額を補助します。

【給付方法】 ☆県内の医療機関

「健康保険証」と「子育て支援医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。

☆県外の医療機関

医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。（印鑑、保護者の通帳、領収書が必要）

☆その他、払い戻しを受けることができます場合があります。

詳しくは、子育て課にお問い合わせください。

問い合わせ 子育て課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

## 未熟児養育医療費

未熟児で生まれ、指定医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

【対象者】 次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

- ① 出生時の体重が2,000グラム以下の場合
- ② 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ・ 運動不安、けいれん
  - ・ 体温が摂氏34度以下
  - ・ 呼吸器・循環器の症状  
(強度チアノーゼ・呼吸数の異常など)
  - ・ 消化器の症状(排便がない・嘔吐が持続するなど)
  - ・ 強い黄疸 など

問い合わせ

こども課 ☎72-6115

## 産後ケア入院

退院後の育児に不安を持つ産婦さんの心身の休養や相談に応じます。利用されるには事前に予約が必要です。事前予約及び相談は 国際貢献大学校メディカルクリニック または 健康づくり課 にご連絡ください。

【利用料金】 親子で1日5,000円(内訳は産婦さん2,300円、お子さん2,700円)

【利用期間】 産後4か月以内に7日間まで

【対象者】 生後4か月までの赤ちゃんとお母さん

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

国際貢献大学校メディカルクリニック ☎96-9188

(平日：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時)

## 母乳・育児相談

母乳の出方や、お乳のトラブル、赤ちゃんの体重増加や哺乳量に不安がある等、母乳や育児の相談に応じます。利用されるには事前に予約が必要です。事前予約及び相談は国際貢献大学校メディカルクリニック または 健康づくり課 にご連絡ください。

【 対象者 】 生後1歳までの赤ちゃんとお母さん

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

国際貢献大学校メディカルクリニック ☎96-9188

(平日：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時)

## 産後ヘルパー訪問

育児疲れのため家事等ができなくなったお母さんが休養できるように、ヘルパーが訪問し家事を行います。利用を希望される場合は、健康づくり課 にご相談ください。

【 利用料金 】 1時間の利用につき500円

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

## 子育て支援ヘルパー訪問

中学校就学前児童の養育が困難な家庭等の負担を軽減するため、ヘルパーが訪問して家事等のお手伝いをします。利用を希望される場合は、こども課にご相談ください。

【 利用料金 】 1時間の利用につき500円

問い合わせ

こども課 ☎72-6115



## 2 子どもの健康のために

### 乳児一般健康診査

「母子保健ガイド」に、乳児一般健康診査票が2回分綴じられています。  
この券は、1歳未満（1歳になる前日）までに使用してください。

新見市では集団健診として3～4か月児健診、9～10か月児健診を行っています。  
1か月児健診、6～7か月児健診、1歳児健診のうち2回を受診票を使用して受診して下さい。

#### ★ 1歳までの健診の例 ★

◎ 1か月児健康診査…出産された医療機関にて事前に予約して受診する。  
→乳児一般健康診査の受診票1回目を使用する。

◎ 3～4か月児健康診査…新見市の集団健診を受ける。  
(1か月前頃に文書にてご案内します。)

◎ 6～7か月児健康診査…医療機関で事前に予約して受診する。  
→乳児一般健康検査の受診票2回目を使用する。

◎ 9～10か月児健康診査…新見市の集団健診を受ける。  
(1か月前頃に文書にてご案内します。)

◎ 1歳児健康診査…医療機関で事前に予約して受診する。(有料)



※ 乳児一般健康診査の受診票は1か月児健診から使えますが、赤松病院・くにとみクリニックでは病院の都合により、使用することができません。  
また、庄原赤十字病院、三次中央病院以外の県外医療機関では使用できません。

その他、新見市では

「1歳6か月児健康診査」「2歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の集団健診を行っています。

また、「BABYすくう～る」において離乳食や子育ての相談、身体計測などを行っています。

問い合わせ

健康づくり課

☎ 72-6129

## 赤ちゃん訪問

生後4か月頃までに保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児の相談に応じたり、健康診査や予防接種について説明します。

問い合わせ

健康づくり課

☎72-6129、または各支局

## 予防接種

新見市では感染症の発生及びまん延を防ぐことを目的に、各種予防接種を実施しています。予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた「定期の予防接種」と、それ以外の「任意の予防接種」があります。

予防接種の制度については、赤ちゃん訪問や乳幼児健診のときなどに保健師が説明します。予防接種についてご理解のうえ、お子さんの体調のよい時に接種を受けてください。

### 【対象者と接種時期】

- (1) 予防接種を受けるにはそれぞれ接種に適した時期があります。
- (2) 「予防接種と子どもの健康」や「予防接種スケジュール表」を参考に接種を受けてください。

### 【接種時に持参するもの】

- (1) 母子健康手帳
- (2) 健康保険証

### 【その他】

- (1) 接種を希望される場合は医療機関に直接予約をしてください。
- (2) 問診票は医療機関にあります。
- (3) 接種状況は母子健康手帳で確認してください。

問い合わせ

健康づくり課

☎72-6129



## にいみ24時間安全安心相談ダイヤル

乳幼児の急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が24時間・年中無休で市民からの電話相談に応じます。

【対象】 市内にお住まいの方

【通話料・相談料】 無料

【相談方法】 ご自宅の電話または携帯電話から専用のフリーダイヤルに電話をかけて相談する。

【電話番号】 (フリーダイヤル) 0120-337-089

問い合わせ 市民課 ☎72-6130

## 小児救急医療電話相談

子どもの夜間の急な発熱、けいれんなどの症状について、看護師などが電話で相談に応じるとともに、受診などについて適切なアドバイスを行います。

【対象】 県内に居住するおおむね15歳以下の子どもおよびその保護者など

【日時】 ◎土曜・日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)の  
午後6時～翌朝8時

◎平日の月曜～金曜の午後7時～翌朝8時

【電話番号】 #8000 (全国同一短縮小児救急電話番号)

または、☎086(801)0018

※短縮番号は携帯電話およびプッシュ回線方式の電話で利用可能

## 新見市休日診療

毎月の「市報にいみ」でお知らせします。



## 3 各種相談について

### 子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーターが、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整を担当保健師と連携しながら行う、ワンストップ相談窓口です。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

相談は、電話相談のほか、面接や家庭訪問を実施しています。

お気軽にご相談ください。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分まで

【場所】 健康づくり課

問い合わせ

健康づくり課

☎72-6129

### 育児相談

赤ちゃんの成長や赤ちゃんとの生活、育児、離乳食、幼児食、お母さんの食事などの相談を保健師や栄養士がお受けします。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【場所】 健康づくり課、各支局地域振興課

問い合わせ

健康づくり課

☎72-6129、または各支局

### ほほえみ発達相談

専門相談員（臨床心理士）が、子どもの発達や発達障害、発達障害に伴う問題など、さまざまなこころの悩みへの相談支援を実施しています。

【予約受付時間】 日～金曜日（土曜日、祝日、年末年始は除く）

午前9時00分～午後5時00分

【相談時間】 月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前9時30分～午後4時00分

問い合わせ

ほほえみ広場にいみ

☎71-2166

☎71-1022

福祉課

☎72-6126



## 家庭児童相談

子どもや家庭に関するさまざまな問題、子どものしつけ、養育、発達に関することや学校生活に関する問題（非行、不登校やいじめなど）、家庭環境に関する問題などについて相談をお受けします。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【場所】 こども課

問い合わせ      こども課      ☎72-6115

## 母（父）子相談

ひとり親家庭などのお父さん・お母さんなどが抱える悩みや経済的な問題、生活など自立に関する問題や子育ての悩みなどさまざまな問題について相談をお受けし、問題解決に向けた助言をします。

【日時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【場所】 こども課

問い合わせ      こども課      ☎72-6115



## 新見市教育相談室

不登校・友だち関係の悩み・いじめ・学習や進路の悩み・基本的生活習慣・しつけなど、お気軽にご相談ください。

### <相談について>

【対象】 幼児・児童・生徒とその保護者、教職員または保育教諭など

【日時】 毎週月曜日  
午後2時～午後6時

【場所】 新見市教育相談室（新見1723）

【予約】 月曜日 午後2時～午後6時  
新見市教育相談室 ☎72-7746  
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
学校教育課 ☎72-6146

問い合わせ 学校教育課 ☎72-6146

## 新見市適応指導教室「新生塾」

不登校児童・生徒の側に立った支援を推進していく専門的な施設として新見市適応指導教室「新生塾」を開設しています。

ここでは、児童・生徒の学校復帰をめざし、学校や家庭との連携を大切にしながら、一人一人に応じた指導や支援を行います。

【対象】 「登校したい・登校しなければならぬと思っても、できない子供たち」のうち、新見市内の小・中学校に在籍している児童生徒及び新見市内に住んでいる児童生徒

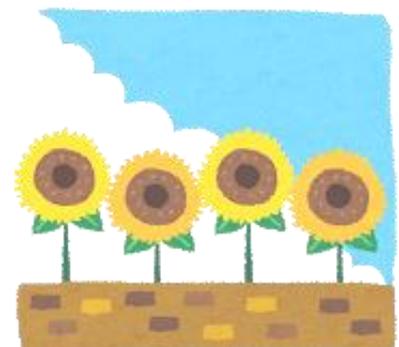
【日時】 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日は、  
休日とします）

開室時間は、午前9時～午後3時

【場所】 新見市適応指導教室「新生塾」（新見1723）

【連絡先】 ☎72-7744

問い合わせ 学校教育課 ☎72-6146



## ことばの教室

「話しことば」のことで困っている子どもたちや保護者の相談に応じて、一緒に考えたり、指導や援助を行ったりするところです。

☆このようなことが気になるお子さんはいませんか？

- ・正しく発音できない音やあいまいな音がある。  
(すいか→すいた、つくえ→ちゆくえなど、特に、ツ音・サ・ザ・ラ行音)
- ・ことばがおくれている、あるいは「語い」が少ない。
- ・はじめの音などを何度も繰り返したり、引き伸ばしたりすることがある。
- ・自分からあまり話そうとしない。など

### 【教育相談】

相談を希望される人は、担任の先生を通して、または「ことばの教室」へ直接お電話をしてください。

※教育相談は、新見市内の幼児から中学生まで特に制限はなく、どなたでも受けられます。

### 【サービス内容】

相談の結果、お子さんの様子、保護者や担任の先生とのお話などから判断し、ご希望があれば、決められた曜日・時間（週に1～2回・1回45分～90分程度、主に放課後）に、教室へ通っていただくことになります。

※年度の途中からでも通級を始めることはできます。また、指導が終われば、年度の途中でも通級を終了することができます。

☆話しことばの練習

- ・おしゃべりを楽しむ・・・先生と仲良く遊んだり、いっしょにものを作ったり、おやつを食べたりしながら、楽しい雰囲気の中で話しやすくなったり暮らしの中で役に立つことばを使って経験をつんだりしていきます。
- ・正しく発音するために・・・正しい発音をするためには、発語器官が正しい動きをしなくてはなりません。そのための基本的な練習をします。  
正しい発音を使いこなすための「聞き分け練習」や「発音の練習」を楽しくしていきます。
- ・保護者も勉強・・・ご家庭での「ことば」が育っていくうえで、大切なことなどを、おうちの人といっしょに考えていきます。

問い合わせ

ことばの教室（通級指導教室）  
（思誠小学校内）

☎ 72-3928

## 4 親子の集い・交流の場

### 子育て支援センター

地域の子育て支援情報の提供、地域に出向いて地域の子育て支援活動を行っています。

- 【 場 所 】 にいみ子育てカレッジ（新見公立大学内）
- 【 対 象 】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者
- 【 開設日時 】 火曜日～土曜日（祝日・年末年始は休み）  
午前9時～午後4時30分
- 【 利 用 料 】 無料

問い合わせ にいみ子育てカレッジ子育て支援センター ☎72-0634（代表）

### 子育て広場

子育て中の親子の交流の場です。

- 【 対 象 】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者
- 【 利 用 料 】 無料（ただし、行事などの際一部材料代をいただくことがあります。）

名 称	開 設 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ
にいみ子育てカレッジ 交流ひろば 「にこたん」	火～土曜日	10:00～16:00	新見公立大学内	☎72-0634
大佐子育て広場	月・金曜日	9:00～16:00	大佐子育て広場	☎98-2572
ももっこ広場しんごう	火・金曜日	9:00～16:00	神郷保健センター内 （新見市神郷支局）	☎92-6111
哲多子育て広場	月～金曜日 （水・金は保育士不在）	9:00～16:00	哲多総合センター内	☎96-2010
哲西子育て広場	月・水・金曜日 （月1回土曜日）	10:00～15:00 （土）10:00～12:00	きらめき広場・哲西内 （新見市哲西支局）	☎94-2143

※祝日・年末年始は休み

## 幼児クラブ

各地域で乳幼児をもつ保護者と子どもが気軽に集い、一緒に楽しくいろいろな活動をしています。

### 新見市幼児クラブ一覧

幼児クラブ名 (対象児童)	対象 年齢	活動日	主な活動場所 連絡先 (★各子育て広場)	会費 (4月～3月)	平成30年度の 主な活動
新見にこにこクラブ (新見市内の未就学児)	0～6歳	月1回 平日と土・日曜日 午前中	新見公民館 ☎72-4408	300円/月	消防署見学 親子工作
正田幼児クラブ (正田学区の未就学児)	0～6歳	月1回 土日午前中	正田ふれあいセンター ☎72-0549	前期 1000円 後期 1000円 (4月～9月/10月～3月)	ハーバリウム作成 いちご狩り
哲多親子すずらんクラブ (新見市内の未就学児)	1～6歳	月1回程度 土・日曜日が多い	★哲多総合センター ☎96-2010	1200円/年	バス遠足 魚のつかみ取り
たんぽぽクラブ (哲西町内の未就学児)	0～6歳	月3回程度	★きらめき広場哲西 ☎94-2143	イベントごとに集金	室内運動会 りんご狩り
わんぱく緑の会 (新見市内の未就学児)	0～6歳	月1回 第3日曜日 午 前中	★やまびこ広場神郷 ☎92-6111	300円/年	ピザづくり 雪遊び

## 幼児クラブ活動交流事業

各幼児クラブが合同でイベント等を企画して、会員相互の親睦を図っています。

問い合わせ

こども課

☎72-6115



## 園庭開放

認定こども園等の施設を一部開放します。保護者同士や先生とおしゃべりをしたり、一緒に楽しく遊んだりできます。

【対象】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者

【利用料】 無料

名称	開催日	時間	場所	問い合わせ
新見保育所	第2、第4火曜日	9:00～11:00	新見保育所	☎72-1350
中央おひさまキッズ	第1、第3木曜日	9:00～11:00	新見中央認定こども園	☎72-0461
子育て支援 『ふれあい広場みなみ』	第1、第3木曜日	9:00～11:00	新見南認定こども園	☎72-3334
かみいちわくわくひろば	第1、第3木曜日	9:00～11:00	上市認定こども園	☎72-1600
子育て支援 『げんきっず！！』	第1、第3木曜日	9:00～11:00	熊谷認定こども園	☎78-1133
子育て支援『かぜの子』	第1、第3木曜日	9:00～11:00	大佐認定こども園	☎98-3403
子育て支援『ひよこ』	第1、第3木曜日	9:00～11:00	神代認定こども園	☎92-6006
子育て支援『みつば』	第1、第3木曜日	9:00～11:00	哲西認定こども園	☎94-3005



## 5 子どもを預けるとき

# 市立保育所

保育所は、保護者の人が働いていたり、病気などにより家庭での保育が十分できなかったりする場合に保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした施設です。

【 申込み方法 】 利用申請書に必要書類を添付し、保育所へ提出してください。

【 保 育 料 】 保育料は、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。

【 保育所一覧 】

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
新見保育所	6か月～5歳児	245人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1～5歳児	25人	土橋914-2	74-2012
新郷保育所	1～5歳児	30人	神郷釜村1184-1	93-5014
本郷保育所	1～5歳児	60人	哲多町本郷788-25	96-2012
新砥保育所	1～5歳児	40人	哲多町蚊家4296-1	96-2661

問い合わせ ことども課 ☎72-6115

## 延長保育

保護者の勤務時間の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 各保育所へ入所している児童

【 保育時間 】 午後6時30分～午後7時

【 利用料金 】 月額：3,000円 または、日額：200円

【 実施保育所 】 全保育所

問い合わせ 各保育所

## 休日保育

保護者の勤務の事情や緊急な用件などにより、祝日（元日を除く）に保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 新見市内に住所を有する児童（生後6か月～就学前まで）

【 保育時間 】 午前7時30分～午後6時

【 利用料金 】 1日：2,000円（別途、おやつ代100円）

【 実施保育所 】 新見保育所のみ

問い合わせ 新見保育所 ☎72-1350

# 市立認定こども園

認定こども園では、従来の幼稚園に保育所機能を、保育所に幼稚園機能をもたせ、教育・保育を一体的に行います。

【保育時間】 ☆短時間保育・・・従来の幼稚園と同じです。

☆長時間保育・・・従来の保育所と同じです。

【保育料】 ☆短時間保育・・・月額4,500円（別途、教材費・給食費が必要）

☆長時間保育・・・児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。

名称	対象児童			所在地	電話番号	申込方法	
	短時間保育	長時間保育	定員			短時間保育	長時間保育
新見中央認定こども園	3～5歳児	3～5歳児	140人	新見1874	72-0461	利用申請書を各認定こども園へ提出	利用申請書等を各認定こども園へ提出
新見南認定こども園	3～5歳児	6か月～5歳児	60人	正田27-5	72-3334		
上市認定こども園	3～5歳児	3～5歳児	60人	上市433	72-1600		
熊谷認定こども園	3～5歳児	1～5歳児	60人	上熊谷3761-2	78-1133		
大佐認定こども園	3～5歳児	6か月～5歳児	60人	大佐小阪部1509-1	98-3403		
神代認定こども園	3～5歳児	1～5歳児	65人	神郷下神代3952	92-6006		
哲西認定こども園	3～5歳児	6か月～5歳児	50人	哲西町矢田3604	94-3005		

問い合わせ ことども課 ☎72-6115

## 預かり保育・延長保育

保護者の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に、利用できます。

預かり保育は短時間保育在籍児を、延長保育は長時間保育在籍児を対象としています。

☆預かり保育・・・通常の保育終了時～午後6時

〈利用料金〉1日：500円+おやつ代

☆延長保育・・・午後6時30分～午後7時

〈利用料金〉月額：3,000円 または、日額：200円

【実施認定こども園】 全認定こども園

問い合わせ 各認定こども園

# 市立幼稚園

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
本郷幼稚園	4・5歳児	70人	哲多町本郷 788-25	96-2012

【申込み方法】 幼稚園へ利用申請書を提出してください。

【保育料】 月額：4,500円  
(別途、給食費、教材費などが必要)

問い合わせ 本郷幼稚園

## 預かり保育

保護者の都合などにより、一時的に通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に利用できます。

【保育時間】 幼稚園教育時間終了～午後6時

【利用料金】 1日：500円 + おやつ代：50円

【対象年齢】 4・5歳児

問い合わせ 本郷幼稚園

# 小規模保育事業

小規模保育事業では、市の認可を受けた保育施設において、家庭に近い雰囲気ですぐに少人数の子どもを受け入れています。

【申込み方法】 利用申請書に必要書類を添付し、保育施設へ提出してください。

【保育料】 保育料は、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ保育園	6か月～2歳児	19人	新見 764	72-1002

問い合わせ たんぽぽ保育園

# 認可外保育園

## 私立保育園

市立保育所等の他にも、お子さんを預かっています。

【保育料】それぞれの園により異なります。

【保育サービス】それぞれの園により異なります。

【保育園一覧】

名称	対象児童	所在地	電話番号
たんぽぽ保育園	3か月～5歳児	新見 764	72-1002
にこにこ保育園	6か月～5歳児	唐松 3015-1	76-2121
こどものいえ	6か月～5歳児	高尾 2442-7	72-2865
さくらんぼ保育園	6か月～5歳児	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ

各保育園

## 病児・病後児保育

お子さんが、病気の治療中やその回復期のため保育所や学校での集団生活ができない場合に利用できます。(利用前に医療機関での診察が必要)

【対象者】 市内に住所を有する満1歳～小学6年生

【保育時間】 月曜～金曜日 午前8時～午後5時30分

(※にこにこ病児・病後児保育室は午前8時30分～午後5時)

【利用料金】 1日：2,500円

名称	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ病児・病後児保育室	4人	新見 109-9	080-8240-8102
にこにこ病児・病後児保育室	4人	唐松 3015-1	76-2121
さくらんぼ保育園病児・病後児保育室	4人	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ

各病児・病後児保育室



# 一時保育

冠婚葬祭、仕事、病気、疲れ、看護、介護等で子どもの保育ができなくなった時などに、お子さんをお預かりします。（保育所・認定こども園・幼稚園に在籍している場合は、利用できません。）

【申込み方法】 利用希望の保育所または認定こども園で、事前に登録してください。

【保育時間】 午前8時30分～午後5時

【利用料金】 1日：1,500円 または、1時間：200円  
(別途、給食代：200円、おやつ代：100円)

## 【実施保育所】

名称	対象児童	定員(1日)	所在地	電話番号
新見保育所	1歳3か月～5歳児	10人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1歳3か月～5歳児	3人	土橋914-2	74-2012
新郷保育所	1歳3か月～5歳児	3人	神郷釜村1184-1	93-5014
本郷保育所	1歳3か月～5歳児	3人	哲多町本郷788-25	96-2012
新砥保育所	1歳3か月～5歳児	3人	哲多町蚊家4296-1	96-2661

## 【実施認定こども園】

名称	対象児童	定員(1日)	所在地	電話番号
新見中央認定こども園	3～5歳児	5人	新見1874	72-0461
新見南認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	正田27-5	72-3334
上市認定こども園	3～5歳児	5人	上市433	72-1600
熊谷認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	上熊谷3761-2	78-1133
大佐認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	大佐小阪部1509-1	98-3403
神代認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	神郷下神代3952	92-6006
哲西認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	哲西町矢田3604	94-3005

問い合わせ

各保育所・認定こども園

# 放課後児童クラブ

放課後の時間帯に保護者が就労等で不在の家庭の児童に対して、地域や保護者等が中心となって適切な遊びや生活の場を提供しています。

【 申込み先 】 各児童クラブ

【 利用料金 】 各児童クラブにより異なります

【 対 象 】 小学生

詳しくは学校教育課または各児童クラブまでお問い合わせ下さい。

名称	学区	所在地
のびのび児童クラブ	思誠小学校	思誠小学校内
もみのき児童クラブ	高尾小学校	さくらんぼ保育園内
どんぐり児童クラブ	新見南小学校	新見南小学校内
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校	上市小学校内
西方なかよしクラブ	西方小学校	西方小学校内
なかよし児童クラブ	神代小学校	神代小学校内
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内小学校区	哲多総合センター内
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校	野馳小学校内
きら☆きら児童クラブ	矢神小学校	矢神小学校内
塩城にこにこ児童クラブ (長期休業中のみ)	塩城小学校	塩城小学校内
おおさ風の子児童クラブ (長期休業中のみ)	刑部小学校	刑部小学校内

問い合わせ

学校教育課 ☎ 7 2 - 6 1 4 6

# にいみファミリー・サポート・センター

(新見公立大学 にいみ子育てカレッジ内)

保護者の急用や病気、残業や休日出勤などの時に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行う保育サポーター（提供会員）が有償で助け合う会員組織です。事前に会員登録しておけば、いざという時に安心です。

## 【 サポート内容 】

- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園などの送迎
- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校終了後や休みのときの保育
- ・ 学校行事や冠婚葬祭などに出かけるときの保育
- ・ 産前・産後の手助けが欲しいときの保育
- ・ その他子育てを手伝って欲しいとき

※保育所等からの発熱などによる呼び出し、病児の預かり、宿泊の預かりはできません。

## 【 入会申込 】

「入会申込書」をにいみファミリー・サポート・センターへ提出してください。その際、センターの仕組みについての説明や、子どもさんについて聞き取りを行います。

## 【 依頼会員（育児の援助を受けたい人） 】

新見市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

## 【 提供会員（育児の援助を行う人）】（保育サポーター）

新見市内に住所があり、心身ともに健康で、センターが実施する講習を修了した人

## 【 利用料金 】

活 動 日	活動時間帯（預ける時間）	利用料金基準額 （1時間あたり）
平日（月曜日～金曜日）	基本時間（午前7時から午後7時まで）	700円
	基本時間外（上記時間以外）	800円
土曜日・日曜日・祝日	終日	800円

※依頼会員が提供会員に1回ごとに直接支払います。

## 【 利用助成 】

依頼会員の子ども1人につき1時間あたり500円を助成します。

ただし、依頼会員の子ども1人につき1月あたり40時間までです。

※40時間を超えても利用可能ですが、超過時間分の助成金は支給されません。

## 問い合わせ

にいみファミリー・サポート・センター

☎72-0634

（新見公立大学 にいみ子育てカレッジ内）

☎72-8359（内線116）

こども課

☎72-6115

## 6 ひとり親家庭の子育て

### 児童扶養手当

【対象者】 父または母のいない児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童。なお、障害の状態にある場合には20歳未満）を監護しているひとり親家庭の母または父などに支給される手当です。ただし、所得制限により支給されない場合があります。

【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）  
（平成31年4月分～）

	第1子	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,910円	10,140円/人	6,080円/人
一部支給	42,900円 ～10,120円	10,130円 ～5,070円/人	6,070円 ～3,040円/人

【支給月】 4・8・11・1・3月（来年度からは奇数月）

【現況届】 毎年8月に提出

8月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届の提出が必要です。

問い合わせ ことども課 ☎72-6115

### ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭の人が医療機関で治療を受けた場合、健康保険適用の医療費を助成します。ただし、所得制限などがあります。

【内容】 県内の医療機関：自己負担が1割となります。

☆県外の医療機関：申請により1割を超える額が払い戻されます。

世帯の所得状況により、1か月の一部負担金限度額が設けられ、限度額を超えると申請により払い戻されます。

問い合わせ ことども課 ☎72-6115

## 遺児激励金

保護者と死別した義務教育修了前の児童生徒の養育者に、激励金を支給します。

- 【支給額】 入学激励金（小・中学校入学時） 10,000円  
卒業激励金（中学校卒業時） 10,000円  
保護者死亡見舞金（小・中学校在学時） 10,000円
- 【支給要件】 次のいずれかに該当する世帯が対象です。
- ①生活保護法による保護世帯
  - ②準要保護の認定を受けた世帯

問い合わせ 学校教育課 ☎72-6146

## 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

就学支度資金・修学資金・生活資金・住宅資金などの各種貸付を行っています。

問い合わせ こども課 ☎72-6115

## 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就労を目的とした教育訓練講座を受講した場合に、受講に係る費用の一部を負担します。

- 【対象者】 新見市にお住まいの20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人
- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
  - ② 受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
  - ③ 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
  - ④ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと。

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座  
講座は、厚生労働省ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」から検索できます。

【支給額】 受講料等の60%に相当する額を受講修了後に支給します。  
(年度上限20万円、1万2千円以下の場合には支給しない)

問い合わせ こども課 ☎72-6115

## 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父の経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象者】 新見市にお住まいの20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
- ④ 過去に高等職業訓練給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

【支給期間】 修業期間の全期間（上限3年）  
※支給申請のあった月から支給します。

【支給金額】 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	月額	100,000円
市民税課税世帯	月額	70,500円

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

問い合わせ

こども課 ☎ 72-6115



## 7 障害のある子どもの支援

### 手帳の交付

#### 身体障害者手帳

身体に障害のある方が、必要な福祉サービスを受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するために必要なものです。

【対象者】 日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められ、身体に一定以上の永続する障害がある人

#### 療育手帳

知的障害のある方が必要な福祉サービスや手当を受けるために必要なもので、障害の程度によりA、Bに区分されています。

【対象者】 児童相談所で知的障害と判定された人

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方の自立や社会参加を促進する制度の利用に必要なものです。有効期間は2年間で、2年ごとに更新が必要です。

【対象者】 精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある人

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126



## ☆ 児 童 相 談 所 ☆

### ●倉敷児童相談所新見相談室

【 相 談 日 程 】 毎週木・金曜日 10時～16時（祝日、年末年始は除く）

【 相 談 内 容 】 18歳未満の子どもに関する相談（養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、または知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障害者と判定された人

【 場 所 】 備中県民局新見地域事務所内（木・金曜日）

【 そ の 他 】 電話で予約をお願いします。

（予約申込先） ◇月・火曜日 倉敷児童相談所 高梁分室  
☎（0866）21-2833  
◇水曜日 倉敷児童相談所  
☎（086）421-0991  
◇木・金曜日 倉敷児童相談所 新見相談室  
☎（0867）72-2974

## ☆ 視覚障害教育びほく相談支援室 ☆

【 相 談 日 程 】 毎月第1木曜日 9時30分～16時30分（変更あり）

【 対 象 】 備北保健所管内在住の視覚障害のある0歳から高校生までの子とその保護者、視覚障害児・者に関わる関係機関の人

【 場 所 】 備北保健所（備中県民局高梁地域事務所内）  
高梁市落合町近似286-1

【 そ の 他 】 予約制のため、電話などで2日前までに必ずご連絡ください。  
（電話受付時間 9時～17時）

TEL 086-272-3165（岡山盲学校 支援課）

FAX 086-272-1853

E-mail okamo\_shien@infoseek.jp

# 医療

## 育成医療

育成医療は、指定医療機関で特定の治療を受けた場合、医療費の負担が原則1割となる制度です。さらに、所得に応じた自己負担の上限金額が定められ、負担が重くなりすぎないようにになっています。

- 【対象者】 18歳未満の身体障害児  
(治療を行わないと、将来障害を残す疾患のある児童を含む)
- 【医療の内容】 視覚(角膜移植等)、聴覚(人工内耳等)、  
肢体不自由(人工関節置換等)、心臓(人口弁置換術等)、  
肝臓(肝臓移植術、移植後の抗免疫療法)、  
じん臓(透析、腎移植術等)、小腸機能、免疫機能  
呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能
- 【必要書類】
- ・支給認定申請書
  - ・育成医療意見書
  - ・印鑑
  - ・健康保険証
  - ・同意書及び収入申告書
  - ・市民税非課税世帯の場合、保護者の収入額がわかるもの

問い合わせ

福祉課 ☎ 72-6126



# 各種手当

## 特別児童扶養手当

- 【対象者】 年齢20歳未満の重度または中程度の障害（身体障害者1～3級、4級の一部）または療育手帳A（Bの一部）を所持する児童または、同程度の児童を家庭で養育している人。
- 【支給額】 月額  
1級 52,200円（平成31年4月分～）  
2級 34,770円（平成31年4月分～）
- 【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。  
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき  
②児童が社会福祉入所施設等に入所しているとき  
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【支給方法】 請求した月の翌月分から支給されます。  
4・8・12月に前月までの4か月分が支払われます。
- 【必要書類等】  
・申請書  
・診断書または身体障害者手帳、療育手帳  
・印鑑  
・戸籍謄本、世帯全員の住民票

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

## 障害児福祉手当

- 【対象者】 日常生活においてつねに介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害をもっている人。
- 【支給額】 月額 14,790円（平成31年4月分～）
- 【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。  
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき  
②児童入所施設、社会福祉入所施設等に入所しているとき  
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【支給方法】 認定されれば、請求した月の翌月分から支給されます。
- 【必要書類等】  
・申請書  
・診断書  
・所得状況届  
・印鑑

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

## 新見市心身障害児福祉年金

- 【対象者】 20歳未満の在宅の障害児
- (重 度) ①身体障害者手帳の障害等級が1級、2級の人  
②療育手帳の程度が「A」の人  
③身体障害者手帳の障害等級が3級で、かつ療育手帳の程度が「B」の人  
④精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人
- (中 度) ①身体障害者手帳の障害等級が3級、4級、5級、6級の人  
②療育手帳の程度が「B」の人  
③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級、3級の人
- 【支給額】 重度 年額 102,000円  
中度 年額 84,000円
- 【支給制限】 児童が児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設および精神障害者施設へ入所した場合は支給されません。
- 【支給方法】 半年分が振込みにより、3月・9月に支払われます。
- 【必要書類等】
- ・申請書
  - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
  - ・印鑑

問い合わせ

福祉課

☎72-6126



# 生活支援

## 自立支援給付

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく福祉サービスとして、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定されます。

【 主なサービス内容 】 ●児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児（18歳未満）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に短期間、夜間を含めて施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。

※この他にも、保育所等訪問支援、居宅介護などのサービスがあります。

詳しくはお問合せください。

問い合わせ

福祉課

☎72-6126

ほほえみ広場にいみ

☎71-2166

☎71-1022

【 市内対象事業所 】

〈短期入所〉

事業所名	住所	電話
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1955	92-6311

〈児童発達支援・放課後等デイサービス〉

事業所名	住所	電話
スマイル	高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2522
もりっこ	金谷 640-1 (地域福祉センター内)	(代) 96-2995

## 新見市障害者日中一時支援事業

新見市では障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業として日中一時支援事業を行います。

【事業の内容】 日中に介護や見守る人がいない障害児などを一時的に預かり、活動の場を確保し、社会参加を促進するとともに、障害児などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

【利用方法】 ほほえみ広場にいみに利用の申請をしてください。申請後、市で審査した結果、利用が適当と認められる人に、利用決定通知書を送ります。利用の際には決定通知書を事業所に提示してください。（事業所への事前予約も必要です。）

### 【利用料】

区分	3時間まで	以降1時間毎の加算額
重度障害者等	300円	100円
上記以外の障害者等	240円	80円

重度障害者等：1級、2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳並びに1級の精神保健福祉手帳を所持する障害者等および市長が特別に認めたもの

※送迎加算・・・片道あたり54円

### 問い合わせ

福祉課 ☎72-6126  
ほほえみ広場にいみ ☎71-2166  
☎71-1022

### 【市内対象事業所】

〈日中一時支援〉

事業所名	住所	電話
NPO 法人風の音 かぜのおと	事業所：新見 837 実施場所：高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2080
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1955	92-6311

# 補 助 金

## 難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器の購入（製作）に要する費用の一部を助成します。

- 【 対 象 者 】 次のいずれをも満たす人とします。
- ① 市内に住所を有する 18 歳未満の難聴児であること。
  - ② 両耳の聴力レベルがいずれも 30 デシベル以上であること。
  - ③ 身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
  - ④ 当該難聴児が属する世帯に、前年所得が基準額を超える人がいないこと。

【 支 給 額 】 購入（製作）費の 3 分の 2 以内（上限額有り）

【 支 給 方 法 】 請求書（所定の様式）に記載された指定の口座に振り込みます。

- 【 必要書類等 】
- ・ 申請書
  - ・ 医師意見書
  - ・ 印鑑

問い合わせ

福祉課

☎ 7 2 - 6 1 2 6



# 資料編



# 市内の医療機関一覧

診療日・時間など詳しくは、医療機関へ事前にご確認ください。

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																								
	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	消化器科	胃腸科	循環器科	循環器内科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	消化器外科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	放射線科	
<b>新見中央病院</b> (新見 827-1) ☎72-2110	○								○		○	○						○						○	
<b>太田病院</b> (西方 426) ☎72-0214	○																								
<b>長谷川記念病院</b> (高尾 793-6) ☎72-3105	○									○			○	○	○		○							○	○
<b>渡辺病院</b> (高尾 2278-1) ☎72-2123	○				○				○			○	○		○	○				○				○	○
<b>湯川診療所</b> (土橋 2406) ☎74-3180	○																								
<b>菅生診療所</b> (菅生 6382-4) ☎88-8304	○																								
<b>千屋診療所</b> (千屋実 1433-1) ☎77-2003	○																								
<b>足立診療所</b> (足立 3852-1 足立会館) ☎95-9001 足立会館	○										○														
<b>上江洲医院</b> (石蟹 60) ☎76-1835	○																								
<b>唐松診療所</b> (唐松 2758-1) ☎76-1822	○																								

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																								
	内 科	心 療 内 科	精 神 科	神 経 科	神 経 内 科	消 化 器 科	胃 腸 科	循 環 器 科	循 環 器 内 科	リ ウ マ チ 科	小 児 科	外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	脳 神 経 外 科	消 化 器 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	産 婦 人 科	婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科	
<b>こころの医療 新見</b> (高尾 2488-13) ☎72-8423		○	○	○																					
<b>長岡医院</b> (高尾 765-4) ☎72-0046	○						○					○													
<b>吉田医院</b> (高尾 2487-20) ☎72-7838	○					○		○																	
<b>こだま眼科</b> (高尾 2450-2) ☎71-1010																					○				
<b>みはら皮膚科</b> (高尾 1933-1) ☎71-2101																	○								
<b>山本医院耳・鼻・のどクリニック</b> (高尾 2488-13) ☎88-8190	○																					○			
<b>大佐診療所</b> (大佐小阪部 1470) ☎98-2500	○																				○				
<b>金田医院</b> (大佐永富 1617) ☎98-2302	○										○														
<b>油野診療所</b> (神郷油野 2004) ☎95-7014	○										○														
<b>高瀬診療所</b> (神郷高瀬 1226) ☎93-5070	○										○														
<b>神代診療所</b> (神郷下神代 3946) ☎92-6001	○										○														

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																							
	内 科	心 療 内 科	精 神 科	神 経 科	神 経 内 科	消 化 器 科	胃 腸 科	循 環 器 科	循 環 器 内 科	リ ウ マ チ 科	小 児 科	外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	脳 神 経 外 科	消 化 器 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	産 婦 人 科	婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科
<b>新郷診療所</b> (神郷釜村 1187-1) ☎93-5003	○										○													
<b>国際貢献大学校 メディカルクリニック</b> (哲多町本郷 1334-1) ☎96-9188	○										○	○							○				○	○
<b>防災診療所</b> (哲多町田淵 70) ☎96-2822	○																							
<b>哲西診療所</b> (哲西町矢田 3604) ☎94-9224	○										○													○
<b>新見クリニック</b> (西方 450) ☎72-8183	○																							
<b>新見市休日診療所</b> (高尾 2306-5) ☎72-0334	○										○													

## 〔 歯 科 診 療 〕

診療日・時間など詳しくは、医療機関へ事前にご確認ください。

医療機関名	所在地	電話番号
池田歯科医院	高尾272-13	72-8148
宮地歯科	西方44	72-0706
千屋歯科診療所	千屋実1423-6	77-2606
中納歯科医院	石蟹129-1	76-1039
名越歯科クリニック	正田27-4	72-8428
医療生協阿新歯科診療所	新見736-2	72-8700
新見歯科医院	高尾257-2	72-5418
森下歯科医院	高尾2048-1	72-8279
宮原歯科医院	大佐小阪部1413	98-3275
哲西歯科診療所	哲西町矢田3604	94-9225

# 関係公共機関一覧

## 新見市役所

〒718-8501 新見市新見310-3

<http://www.city.niimi.okayama.jp/>

担当課	係	電話番号 市外局番 (0867)	主な業務内容
こども課	子育て支援係	72-6115	保育所・認定こども園・幼稚園、子育て支援センター・子育て広場、幼児クラブなどに関すること
	こども福祉係		児童手当、子育て支援医療、チャイルドシート、ひとり親家庭支援、未熟児養育医療、家庭児童相談などに関すること
福祉課	障害者福祉係	72-6126	障害者福祉、障害児福祉などに関すること
市民課	市民係	72-6121	出生届、住所変更などに関すること
	国保年金係	72-6123	国民健康保険などに関すること
	地域医療係	72-6130	地域の医療などに関すること
健康づくり課 市役所南庁舎1F	親子保健係	72-6129	健康診査、予防接種、母子保健などに関すること
新見市教育委員会 市役所南庁舎2F		72-6146	小・中学校に関すること

各支局	担当課	電話番号	所在地
大佐支局	地域振興課	98-2111	〒719-3503 新見市大佐小阪部1469-1
神郷支局	地域振興課	92-6111	〒719-3611 新見市神郷下神代3936
哲多支局	地域振興課	96-2111	〒718-0303 新見市哲多町本郷246-4
哲西支局	地域振興課	94-2111	〒719-3701 新見市哲西町矢田3604

## 倉敷児童相談所 新見相談室（木・金曜日）

〒718-8550 新見市高尾2400 ☎72-2974

★児童相談に関すること、虐待に関すること

## 備北保健所 新見支所

〒718-8550 新見市高尾2400 ☎72-5691

★子どもの心、体に関すること

# 市立小学校・中学校一覧

## 市立小学校

名称	所在地	電話番号
思誠小学校	新見1970-1	72-0041
思誠小学校 (ことばの教室)	〃	72-0041 72-3928
高尾小学校	高尾806	72-0088
新見南小学校	石蟹554	76-1004
井倉小学校	井倉450	75-2003
草間台小学校	草間6587-2	74-2005
塩城小学校	上熊谷3772	78-1121
上市小学校	上市217	72-2744
西方小学校	西方1216	72-2610
千屋小学校	千屋花見48	77-2013
刑部小学校	大佐永富1592	98-3404
神郷北小学校	神郷釜村1281	93-5010
神代小学校	神郷下神代3571-1	92-6003
本郷小学校	哲多町本郷672	96-2011
萬歳小学校	哲多町矢戸656	96-2006
新砥小学校	哲多町蚊家4301	96-9611
矢神小学校	哲西町上神代5823	94-3007
野馳小学校	哲西町八鳥527	94-3003

## 市立中学校

名称	所在地	電話番号
新見第一中学校	高尾2364	72-0629
新見南中学校	石蟹135	76-1003
大佐中学校	大佐永富1745	98-3407
哲多中学校	哲多町成松121	96-2181
哲西中学校	哲西町矢田3193	94-2080



## にいみ子育てガイドブック

平成31年4月発行

新見市子育て世代包括支援センター

〒718-8501 新見市新見310-3

健康づくり課 ☎0867-72-6129(直通)

こども課 ☎0867-72-6115(直通)